

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 93 号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和 25 年岩手県規則第 86 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(提出書類の部数及び経由)</p> <p>第 2 条 法、省令及びこの規則の規定により<u>知事</u>又は国土交通大臣に提出する書類の提出部数は、<u>知事</u>に提出する書類にあっては正副 2 部、国土交通大臣に提出する書類にあっては正副 3 部とする。</p> <p>2 前項の書類は、<u>所管地方振興局長</u>を経由しなければならない。</p> <p>第 4 章 建築士事務所</p> <p>(登録事項の変更の届出)</p> <p>第 19 条 [略]</p> <p>(廃業等の届出)</p> <p>第 20 条 [略]</p> <p>様式第 10 号 (第 19 条関係)</p> <p>年 月 日</p> <p><u>岩手県知事</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第 11 号 (第 20 条関係)</p> <p>年 月 日</p> <p><u>岩手県知事</u> 様</p> <p>[略]</p>	<p>(提出書類の部数及び経由)</p> <p>第 2 条 法、省令及びこの規則の規定により<u>知事若しくは広域振興局長若しくは地方振興局長</u>（以下「局長」という。）又は国土交通大臣に提出する書類の提出部数は、<u>知事又は局長</u>に提出する書類にあっては正副 2 部、国土交通大臣に提出する書類にあっては正副 3 部とする。</p> <p>2 前項の書類のうち<u>知事又は国土交通大臣に提出する書類</u>は、<u>所管する局長</u>を経由しなければならない。</p> <p>第 4 章 建築士事務所</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第 19 条 法第 23 条第 1 項又は第 3 項の規定により建築士事務所についての登録又は更新の登録を受けようとする者は、<u>省令第 5 号書式による登録申請書に省令第 19 条各号に掲げる書類を添えて所管する局長に提出しなければならない。</u></p> <p>(登録事項の変更の届出)</p> <p>第 20 条 [略]</p> <p>(廃業等の届出)</p> <p>第 21 条 [略]</p> <p>様式第 10 号 (第 20 条関係)</p> <p>年 月 日</p> <p><u>振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第 11 号 (第 21 条関係)</p> <p>年 月 日</p> <p><u>振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則による改正後の建築士法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する届出書について適用し、同日前に提出した届出書については、なお従前の例による。